

「子どもも誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業」について

1. 誰でも通園制度に関する現状等

(1) 現状（令和5年度）

国の動き	本格実施に先立ち、「保育所の空き定員等を活用した 未就園児の定期的な預かりモデル事業」を実施	本格実施を見据えた新たな試行的事業を、令和5年度の 補正予算として前倒し実施し、実施自治体を応募 本事業に応募し、国が本市を実施自治体として採択
本市の対応	川崎区及び中原区の保育・子育て総合支援センターの 一時保育事業を活用し、当該事業を実施	

(2) 「子ども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業」の概要（令和6年度）

対象児童	保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
利用方法と実施方法	・ 定期利用、自由利用又は定期利用と自由利用の組合せなど、自治体や事業者において利用方法を選択して実施することが可能 ・ 一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫によって様々な形で実施することが可能 ・ こども1人当たり「月10時間」を限度に利用が可能 etc ・ こども1人1時間当たり850円 ・ 障害児を受け入れる場合、こども1人1時間当たり400円を加算 ※ 保護者負担については、こども1人1時間当たり300円程度が標準 ・ 賃借料補助 1事業所当たり3,066千円
事業所への補助単価等	
補助割合	国：3／4 市町村：1／4

(3) 国の想定スケジュール

令和5年度	・検討会の最終とりまとめ（令和6年3月下旬）⇒以降、自治体において試行的事業を随時開始 ・子ども・子育て支援法等の一部改正（※）
令和6年度	・試行的事業の実施（～令和7年3月） ⇒自治体は試行的事業を9か月以上実施し、令和7年4月10日までに国へ実績報告書を提出
令和7年度	・子ども・子育て支援法上の「地域子ども・子育て支援事業」（いわゆる「13事業」）の1つと位置付けて事業を実施 ・予約管理、利用者情報管理、請求書発行などの機能を有する国の「総合支援システム（仮）」が稼働開始
令和8年度	・法律に定める新たな給付制度として、全自治体で事業を実施

※ 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の充実を図るため、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（乳児等のための支援給付〔こども誰でも通園制度〕）を創設（令和8年4月1日施行）

2. 本市の対応

- 試行的事業を実施することで、令和7～8年度の本格実施に向け、事業ニーズや適正な事務のあり方等に関する分析や検証が可能となることから、令和5年度補正予算を組むことにより当該事業を実施（スケジュールについては3を参照）
- 国の要綱等に基づき事業を実施し、国から示された補助額等の条件の中で、適切に実施できる事業者を選定
⇒公立・民間合わせて各区3施設（全市で21施設）程度で事業実施することを想定しており、民間施設については公募により選定
- 試行的事業の実施を通じて保育現場のニーズや課題等を整理・検討し、必要な事項について制度設計に反映させるよう、国への働きかけ等を行う。

3. 本市のスケジュール

～令和6年3月	事業実施要綱の作成、庁内の事務フロー等の検討 市内事業者への公募を開始（3月22日～4月16日）
令和6年4～5月	事業者の選定、HP等による保護者への周知
令和6年5～6月	事業者との最終調整等
令和6年6月中	試行的事業を開始（～令和7年3月）